

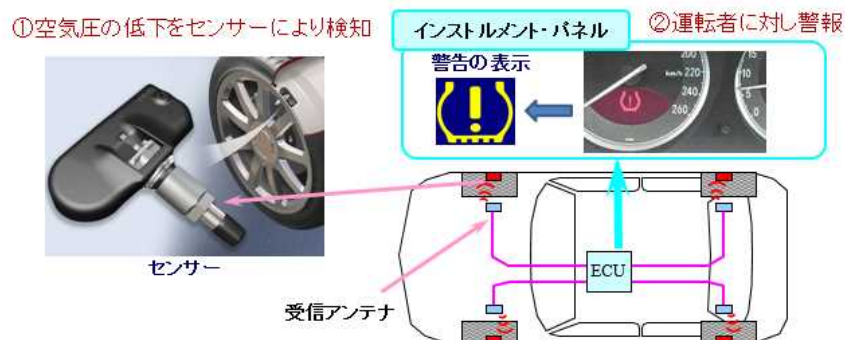
3-1. タイヤ空気圧監視装置に係る基準 (UN-R141 関係)

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車(車両総重量 5t 以上の自動車)及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 3.5t以上の自動車)

- 改正概要

- タイヤ空気圧監視装置 (TPMS: Tire Pressure Monitoring System) について、「タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則 (UN-R141)」の改定案が、国連自動車基準調和世界フォーラム (WP29) において成立しました。
- これを踏まえ、タイヤ空気圧監視装置の技術要件の対象を、車両総重量3.5t以上のトラック及びトレーラ並びに車両総重量5t以上のバスに拡大(現在は乗用車等のみが対象)するとともに、タイヤ空気圧監視装置を備える場合に適合しなければならない要件を定めます。
- タイヤ空気圧監視装置の要件として、タイヤの低空気圧の検出、装置の異常の検出、警報の表示、トラクタとトレーラ間の通信等を規定します。



タイヤ空気圧監視装置の構成例

- 改正時期(予定)

令和3年9月下旬

- 適用時期(予定)

【調整中】